

利益率の減少

中小企業信用保険法第2条第5項第5号ハ セーフティネット保証5号ハの規定による認定申請について

○対象中小企業者

- 1 法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
- 2 最近3か月間の月平均売上高営業利益率(複数の業種に属する事業を行っている兼業者の場合は、指定業種の売上高等と全体の両方)が、前年同期の月平均売上高営業利益率に比べ20%以上減少していること。
- 3 許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可等を取得していること。

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書【※1】	2通	●	●
2	決算書(決算報告書の部分)の写し(直近のもの)	1通	●	
3	法人事業概況説明書(直近のもの)	1通	●	
4	所得税確定申告書の写し	1通		●
5	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1通	●	●
6	最近3か月間の月平均売上高営業利益率が確認できる試算表【※2】	1通	●	●
7	6の期間に該当する前年同期の月平均売上高営業利益率が確認できる試算表【※2】	1通	●	●
8	認定申請書の附表 (複数の業種に属する事業を行っている場合)	1通	●	●

【※1】申請書は2種類あります。複数の業種に属する事業を行っている場合は、

①～②のいずれに該当するか確認してください。

【※2】②に該当する場合、業種別に売上を分けてください。

※ケースにより上記以外の書類の添付をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)

TEL 027-321-1258